**様式第１０号その４**（別表関係）

脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書・個票

【蓄電池】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （申請者） | 氏名・名称 |  | □ 法人（名称・代表者の職・氏名）□ 個人（氏名） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | □住所表示　□地番小田原市 |
| 事業着手日（契約日又は着工日のいずれか早い方） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 事業完了日（納品日又は支払日のいずれか遅い方） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 導入方法 | 自己所有 | ・ | リース | ・ | ＰＰＡ |
| 補助対象施設の民生部門該当有無 | 有 | ・ | 無 |
| 蓄電容量（※） |  | kWh |
| 総事業費（税込） |  | 円 |
| 総事業費（税抜） |  | 円 |
| 補助対象事業費（税抜）(A) |  | 円 |
| 補助金実績額(A)×2/3※千円未満切捨て |  | 千円 |
| （以下は契約形態がリースであるときのみ記載） |
| 補助金充当前のリース料等の総額(税抜)(B) |  | 円 |
| 補助金充当後のリース料等の総額（税抜）(C) |  | 円 |
| 差額(B)-(C) |  | 円 |
| （以下は契約形態がＰＰＡであるときのみ記載） |
| PPA契約期間における総充電想定量(D) |  | kWh |
| 補助金充当前のサービス単価(E) |  | 円/kWh |
| 補助金充当後のサービス単価(F) |  | 円/kWh |
| サービス控除料(D)×(E-F) |  | 円 |

※蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

【チェックリスト】

（蓄電池）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 |
| □ | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 |
| □ | PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 |
| □ | リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| 業務用蓄電池（20kwh以上） |
|  | □ | 小田原市火災予防条例（昭和37年条例第29号）で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 |
| 家庭用蓄電池（20kwh未満） |
|  | □ | 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。 |
|  | □ | 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 |
|  | □ | リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」又は「IEC62619」に準拠したものであること。 |
|  | □ | リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成２６年４月１４日消防庁告示第１０号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 |
|  | □ | リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。 |
|  | □ | リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 |
|  | □ | メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。 |
| 再エネ一体型屋外照明用蓄電池 |
|  | □ | 「JIS C 0920-1993」における保護等級IP44 相当以上の規格を満足すること。 |